



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 2 月 4 日（金曜日）号外第 4 号の 3

発行・印刷 宮 崎 県  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 36,000円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（3件）…（畜産課） 1

## 告 示

### 宮崎県告示第76号の2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第68号の3）を次のとおり変更する。

平成23年 2 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 移動を制限する家畜の種類等

##### ① 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

##### ② 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

##### ③ 移動を制限する区域

ア 木城町大字高城の一部（古畑及び寺尾）

イ 川南町大字川南の一部（赤石、明野、明原、旭ヶ丘、蟻の草、家村下段、家村道北、家村道南、伊倉坂の下、伊倉南、池の原上分、磯の上、板唐瀬、市納、市納上、市納東原、井手ヶ谷、井手ノ本、岩河川畑、岩田、岩の本、後田、内の田、内の田東、内野丸、鶴戸ノ本、大猪久保上、大岩谷、大内、大内西平、大内藪、大久保原、大迫、大谷下、大塚山、大丸、尾久保原、小迫、尾鼻、込の口、尾張陰、鹿猪和田、掛迫、掛迫下、掛迫中、形山上、形山下、上の原北分、上の原南分、萱根、唐瀬川南、川北、川之上、北唐瀬、北原、北牧原、狐塚下、霧島、銀座、金六松、葛掛原、葛掛山、杓袋畑、杓袋原、久保田、久保山、黒岩、黒岩北、黒坂、黒鯛、黒鯛谷平、黒鯛村上、香田原、虚空蔵免、小久保、古場田、古場山、駒見、境谷下、下り山、笹ヶ山、椎原、塩付、篠原、篠原東、下唐瀬、下中田、下野田、下浜、下の原、下の原上、下原、下モ東、下モ山下、蛇ヶ牟田、勝司別府坂下、勝司ヶ別府東、定塚、上面木、上面木陰、昭和、白鬚、白鬚原、新耕原、新橋、水神本、住田、住吉、諏訪、青鹿、藏座村、高水、竹の下上、竹の下の下、竹浜、龍ヶ脇、田中、谷ノ口、谷の口、垂門、垂門橋南、垂門村下、堤尻、綱ヶ別府、樋風呂、出口、出水、出水原、出水原北、出水原南、寺屋敷、天神本、堂の前、土尻、富田、土民、豊坂、豊八、豊原、長岡、中尾谷、中河原、中の迫、中の原、中原、仲原、夏木、七瀬川、七瀬田、七瀬原、名貫、西川、西ノ谷、西牟田、野芝原、野中、登り口、登り口東原、幟立、乗越、萩原、籬ヶ辻、八ヶ久保、八幡山、鼻切上、幡ヶ辻、東、東原、東平下、光、毘沙門、火の口、火場川上、袋谷、湊河内、古坂、祝子

塚、前河原、前肥、前田、牧堀、孫衛門、孫谷、孫谷南、松尾谷、松ヶ迫、丸尾、丸山、丸山西原、道西、道東、南牧原、宮ヶ原、宮田、宮田上、宮田下、宮の前、向原、村上、村上迫田、面の上、森ヶ久保、焼山、弥次郎、山瀬谷、大和、山ノ口、山道、山本、湯牟田東、湯牟田南、ヨゴ松、綿打上、岩下、大猪久保、川の上、久保井手、坂下、櫻山、下肥、竹下、竹の下、中猪久保、野々中及び道上）及び大字平田の一部（伊倉牟田、井手の上、井手の上村、井手の元、伊弥ヶ谷、岩坪、岩の下、後牟田、卯の山、大谷、大牟田、小田、隠り山、鍛冶屋敷、狐尾、霧島、久保田、蜘蛛ヶ原、高下、古場、崩牟田、猿子塚、三歩一、嶋財、下の古場、白坂谷、水神松、千並、牟手、牟手牟田、田中、垂門、堤牟田、綱ヶ別府、妻の木、寺川、堂の下、年森、中野、中溝、浪掛、野稲尾、壱ツ松、広野地、琵琶崎、琵琶城、船渡、不雇、佛坂、前田、松の木、松原、祭田、耳木田、宮の下、宮の本、屋敷田、柳の本、鰐淵及び割金剛）

ウ 都農町大字川北の一部（赤木山、赤穂付、明田、朝草原、綾織水下、荒崎平、池田、井出ヶ平、今別府、芋川、岩崎、岩山、岩山出口、上叢生、上黒萩、上助代、上征矢原、上田、上轟前田、上中河原、上ノ原、後谷、後牟田、内野、内野後原、内野川添、内野下原、馬場口、海代、叢生尾立、榎谷、榎土手、太田、大橋本、岡田、奥の平山、尾鈴山、尾立、尾ノ下、尾ノ鼻、尾ノ鼻下、温水、柿木迫、陰河内山、鍛冶屋敷、神ノ木戸、川神田、川中州、川ノ上、川原田、川平山、北川田、狐穴、木戸平、旧牧跡、京塚、木和田、九次牟田、九重頭山、鯨橋下、百済山、口ノ坪、黒石、黒原山、心見、心見一元、心見上肥、心見大還上、心見川添、五反丸、境ヶ谷、境谷、坂下、椎孫山、鹿牟田、師匠田、下黒萩、下原、下征矢原、篠別府、下中河原、霜原、白石、白水、新地堀、新別府、新別府川原、新別府肥、新別府下原、新田、新田原、新田村南、新別府原、瀬之口、相見、大人形、大丸、竹ノ下、竜ヶ平、龍ヶ平、駄床、谷川、谷川堤下、立野、俵石、鼓、都農上町、都農北町、角崎瀧山、都農新町、都農園、都農中町、鶴牟田、寺迫、寺下、出ル羽、土矢原、鳥屋野、中尾立、中河原、中肥、長崎尾山、長野、長野下肥、長野前田、中原、中村、西尾立、西出口、西ノ郡、西ノ下、西原、橋ノ本、畑倉、浜道挾、原田、春田、東平、日向、平山、平山尾立、平山西肥、平山前田、平山山田、鱸の口山、福原尾、福原尾浜田、福原尾村北、藤見、舟川、舟川中原、舟川前田、舟川尾立、分子村、堀内村下、堀の内、前坂、前田、牧川、又猪野、又猪野原、松ヶ鼻山、三日月原、水洗、水無山

、道籠、三ツ頭山、南原、宮川、宮田、宮ノ尾、宮原、森、森添北、森添南、山下、山末、山末大原、山末北原、山末浜田、山末村下、山之神、湯ノ本、湯牟田、要ヶ頭山、悪草山及び妓枝折山)

エ 日向市東郷町山陰甲の一部（寺迫及び向原）

2 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成23年宮崎県告示第68号の3の3に掲げる区域から、1の(3)に掲げる区域を除いた区域

宮崎県告示第76号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成23年宮崎県告示第68号の4）を次のとおり変更する。

平成23年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 移動を制限する家畜の種類等

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

延岡市北川町川内名の一部（ウスキ、向ノ原、上黒内、中黒内、下黒内、竹ノ迫、黒内前水流、サキノ越山、藤ノ木山、久保水流、上赤前水流、田ノ原、小原、長迫山、谷向、椎屋、小谷、仁田ノ内、姫ヶ谷山、下赤前水流、下赤後、タブノ木、大向、谷後山、清蔵ヶ内山、清蔵ヶ波帰向、中須、椎葉谷口、前水流、池ノ上、ムジナノ越、宮田、ウツボギ、久ヶ畑後山、扇畑、白木モト及びエノキゾノ）

2 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

延岡市北川町川内名の一部（池ノ原、桑ヶ畑、タル水山、タル水、アロウチ山、松瀬、新藤、カキゾノ、竹ノ谷、竹ノ谷山、東梅目山、東十亀山、鏡上ノ段、鏡、ウツギ山、ウツギ、庄野、荒谷山、桑ヶ内山、岩窓山、桑ヶ吐、葛葉、赤谷山、葛葉吐、井掛山、井掛向山、尾平、市棚、尾平向山、市棚山、須ノ木山、松ヶ谷山、白木山、一口、瀬口後山、堀田、万地、駱駝落山、鐘突殿山、橋ヶ谷山、深瀬前水流、六條山、六條、仲ノ内山、土々呂山、伊良原山、伊良原本谷、白ヶ谷山、白石山、白石前水流、山瀬、小木口、小木口山、屋形原、木口、木口山、西川平山、惣下影ノ地、日ノ地、木和田山、猫谷山、猫谷、長原山、香花谷、替崎、上替崎、深瀬、露ヶ内山、久ヶ畑、八郎ヤブ、オヤブ山、空地、センノモト、アリノ迫、後水流、橋場、橋場向、弓弦、小岩屋、茶ノ木原、後畑、淵野々、荒ヶ内、カヤバ後、カヤバ、山之内、八郎、田下、田下後山、小水流、ハチノクボ、ゴミ、荒茂、土々呂ヶ内山、大鹿倉山、地藏ヶ谷山、黒原及び黒原山）、北方町の一部（桧山）及び宮長町

宮崎県告示第76号の4

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第68号の7）を次のとおり変更する。

平成23年2月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 移動を制限する家畜の種類等

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

ア 宮崎市大字島之内の一部（前田、弘崎、古川、新川、下ノ園、不動坊及び北山）、大字広原の一部（柳、野田、稲荷田、前原、堀田、志戸前、上大迫、北園、宗源寺、喰田、井出下、九反竿、小坂本、菖蒲田、竹増迫、中井手内、菅牟田、大迫、南迫、鎌ヶ迫、塩鶴、杉尾、下山田、山田下谷、宮ノ下、鳥ノ迫、山王迫、山下、上竹原、姿、中ノ谷、芳ヶ迫、平松、小迫、甲乙ヶ迫、広見、高尾、境田、三枝、塚森及び二保迫）、大字瓜生野の一部（下畑、白砂ヶ谷、枝谷、大瀬町北、穴の谷、市六ヶ谷、池木ヶ谷、岩谷、小岩谷、中間ヶ谷、付田、ツブロヶ谷及び椎葉田）、大瀬町の一部（長迫、小崩、前田、梅ノ木谷、柳丸、大師坊、大崩、イワシヶ谷、スゲヶ迫、永田、倉谷、梅木、大谷及び喜宝坊）、池内町の一部（広谷）、佐土原町上田島、佐土原町伊倉、佐土原町西上那珂、佐土原町東上那珂、佐土原町下那珂の一部（平廻、土器田、平権現前、坂本、中原、老丁田、久峯大日、久峯前谷、伊茂井、王子ヶ迫、田宮、羽次郎、深廻、柿内、岡村、小亀田、八幡迫、東亀田、昆沙門、人中、阿弥陀下、井上、福塚、田淵田、成枝権現、馬場住、萩原、鳥越、諏訪山、白坂、伊勢下、堤下、押ヶ崎、久保田、榎田、浮橋、釈加橋、永田、上永田、宇多ヶ淵、西ノ城、石ヶ峰、島田、除田越、黒田、坂下、亀田村、琵琶首、反橋、山崎、笹原、水待、橋口及び大路田）及び佐土原町下田島の一部（上江、瀬口、佐賀利、江ノ頭、立野、新馬場、寺畑、柳馬場、上ノ瀬、都甲路、境田、月輪、池田、菰田、伊勢田、柿田、阿弥陀寺、馬場、坂木迫、飯重迫、橋口迫、尾脇田、田淵迫、田島、白金蘭、切島、堀田、堂蘭、町口、多々良迫、一ツ瀬川原、打切、上長原、長川原、田島下、田ノ上後、町田出口、田ノ上、古川、天神川、天満宮下、田島後、南出口、鷺島、六ヶ所、上六ヶ所、下六ヶ所、安宮畑、三間屋後、三間屋前、中久保、天神下、新屋敷、南町、庄屋田、上中島、天神中須、岩切名、上伝宗、天神、天神上中須、諏訪田、上ノ蘭、鈴町、京塚迫、宮本原、万太郎、岩六迫、七曲、綿内、宮本、札辻ノ一、伊勢ん、沙汰給、三百坊、柳ノ内、衰崎、蓮田、前田及び鳥越）

イ 国富町大字三名の一部（大谷、溝谷、亀ノ甲谷、上松尾及び下松尾）

ウ 西都市大字三宅の一部（市ヶ蘭、川ノ上及び土蘭）、大字岡富の一部（西ノ前、八ノ窪、桑木畑、西川ノ上、西ノ窪、竹ノ花、西屋敷、四日市、田窪、九樹園、藏之向、下藪太郎、土ノ口、下中嶋、延妙寺、上中島、上藪太郎、船倉、後藤地、船倉下、仲川原及び尾崎）、大字黒生野、大字現王島、大字荒武の一部（都於郡、浜迫、亀割、大知ヶ廻、土橋、養

十院、大久保、佐土ヶ廻、論田、梅ヶ当、藤蔵原、八幡迫、木屋下、財ヶ廻、菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ廻、小鹿倉、猿越、真京田、前門水、牟田、古別府、八木佐野、谷之田、鳶渡、織渡、鬮文、下之畑、福治、宮田、園山、新立、上原、下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、長園、中別府、小鍋、水落及び今市山下）、大字岩爪、大字鹿野田の一部（河久保、瀬下、葛廻、九反竿、松野島、継母、松野田、小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、益崎下、川上、嘉萬栄、荒敬田、横尾、中園、池田、内之丸、園田、筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野中田、水落原、別府原、池之友、円光院、藤蔵原、土橋、中尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命迫、坂之下、茶緑ヶ迫、光ヶ迫、水口ヶ迫、冬切及び塩ヶ迫）及び大字都於郡町

エ 高鍋町大字高鍋町、大字蚊口浦、大字北高鍋、大字南高鍋、大字持田及び大字上江の一部（西畑田、東畑田、高月、嶋田、黒谷、松本、山下、飯長寺、谷坂、平原、東小並、西小並、中尾、黒土田、境谷、牧内、立野、市ノ山、永田、高平、江平、福井牟田、南唐木戸、北唐木戸、牛牧原、下耳切、北牛牧、南牛牧、大戸ノ口、新山、水除下、松ヶ鼻、堂ヶ瀬、安藏、馬場原下、馬場原前、水除、下小路後、船塚廻、中嶋、鴨作、馬場原、川田、楠木、三十割、片嶋田、仙藏寺、森、羽根田、上ノ園、上ノ園下、長法寺下、鍋田、鷺谷、山王、南中原、北中原、青木、野首、崩戸、崩戸池ノ向、五郎丸河原、五郎丸、老瀬河原、木ノ瀬下、荒原、木ノ瀬、田畑、老瀬、陣ノ本、烏帽子形、加志揚、老瀬坂上及び竹嶋）

オ 新富町大字上富田、大字下富田、大字三納代、大字日置、大字新田の一部（富田向、後鶴、中屋舗、境田、堀田、浜田、中ノ切、塚原、北田、堂免、森元、溝川、青木、月形、溝開、今別府、水洗、竹下、小深り、薩摩橋、亀甲上、四日市下、永池、出口津、東間、船津、中津、平田、山苗代、奈良田、後園、阿蘇河、岩ヶヶ迫、宮ヶ平、竹ヶ山、陳ヶ迫、溜水、新野地、坂ノ上、坂ノ下、栗木田、迫口、平山、前田、芝原下、平ノ前、笹貫、寺畑、井出ノ上、末永村、小中州、黒瀬、猫之尾、森延下、森延、榎木西、成法寺、洗出、新田原、拾人圃、牧神、麓、岡馬、桜木、椎木、中門口、永牟田、勘大寺、下瀬戸口、駒取場、上深田、笹原、老町田、柳田、鍋山、瀬ノ口、須田貫、上別府、宮之後、猪之尻、上新開、岩瀬、上谷川、下野尾戸、西牟田、中別府、前原、西ノ田、鶴戸川、年神、下ノ田、北畦原、正右エ門尾、大迫、音明寺、下迫田、大牟田、下出口、新橋、中原、大中原、吐合、下谷川、大溝、三財原、湯の宮、湯牟田、下川床、精曾、深田、平伊倉、楠木迫、中之迫、下大迫、直山、丸尾、浦田、貳斗崎、五反丸、門田、烏帽子形、元牧神前、鉦津町及び羽広）、大字伊倉の一部（向江及び向江前）、北地区、南地区、富田、富田東、富田西、富田南、富田北及び富田町

カ 木城町大字椎木の一部（油田、立山、小河原、一向瀬、田畑、下鶴、重木、竹下、杉ノ本、百田、先達屋舗及び木ノ瀬河原）及び大字高城の一部（下鶴河原、前畑、下鶴、松本、山下、柳ノ本、河原田、藪、竹ノ本、乙王丸、東宮田、園田、横町、町、城下、迫ノ内、歩行坂下、宇津木ノ内、桑ノ本、田神、亀田、主ノ丸、菅ノ谷、平原、上小坪、下小坪、井出ノ内、東雲山、永山、諏訪野、城山、向河原、中河原及び藪村下）

キ 川南町大字川南の一部（尾脇、前久保、持ノ木、前ノ原、湯迫、新湯迫、星松原、須田久保、前の田村上、前の田西、西国光、湯牟田原西、地藏谷、西ノ別府、前の田、前の田南、前の田村下、赤坂下、東国光、山下道上、平下、国光原、上ノ原、国光、蟻別府、湯牟田、前坂、櫻の本、古田、屋敷、山下、把言田、新屋敷、前藏、岩河、西原、番野地西、西別府下、西別府坂下、角谷、角谷下、角谷堤尻、尾花坂上、尾花西平、尾花坂平、上坊ヶ迫、尾花坂東谷、尾花坂下、坊ヶ迫、勝司ヶ別府、鬼ヶ久保、勝司ヶ別府南、俵橋、稔、綿打、小池、天神前及び伊菰）及び大字平田の一部（大久保、番野地、土橋、南原、豊里、元原、蔭の木、猫ヶ谷、赤迫、鶴ヶ牟田、通山、牧の内、北の久保、水の元、平鈴、新平鈴、大宮、新通山、四海、通山村、戒の本、持場、鼻切及び遅卸坂）

## 2 搬出を制限する家畜の種類等

### (1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

### (2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

### (3) 搬出を制限する区域

平成23年宮崎県告示第68号の7の2の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 西都市大字右松の一部（大口川及び原無田）、大字調殿の一部（篠山、松田、弥内迫及び原無田）、大字茶臼原の一部（後山、緑ヶ丘、吉原、轟、春日及び上の原）、大字徳北の一部（原無田、小浪、平下、東原、堀町及び仮屋原）及び大字南方の一部（柳ノ丸、京新田、仕切山、折口、山平、千田迫、伊勢地、車坂、興惣次堀、松迫、吉ヶ迫、一ノ迫、大塚原及び柳道）

イ 高鍋町大字上江の一部（上耳切及び大谷）

ウ 木城町大字椎木の一部（田畑原、陣ノ内、小並原、佛山、牧ノ内、影平、下中原、新古場、上中原、桃木窪、野唐ノ鼻、似り出口、坪池、赤坂、狐久保、似り、南中原、北中原、大戸亀、青柳、山宮、比木、大畑、古川、松原、中島、岩瀬、百合名、江河口、荒瀬、池田下、池田北、池田、仁田畑、永田、局田、門田、天神面、甲斐下、亀ノ木、宮牧、揚牟田、唐土木、前田、火除牟田、岩穴口、権現平、大谷、牛牟田、石田、松下、寿女田、下谷、唐木坪、柳丸、大多賀平、星出、萱窪、舟橋、浦畑、新田、石原新田、出店、四日市、久保畑、八反畑、月輪、鍋田、寺山、椋下、鴨牟田、藤堂田及び狐藪）、大字高城の一部（永山谷、荒神松、西ヶ原、大萩原、堀内、下萩原、大原、鳥居久保、岩戸口、外堀、高城、岸立、黒水川、仁君谷前田、仁君谷、駄留、赤木山、山塚及び木寺）及び大字川原の一部（木寄、鏡、川原、内屋舗、甲ヶ嶺、百合野、平田、川間、本村、持見、廣谷及び溜水）

--	--